

あんサポ Web における情報発信の掲載基準

1. 「安全運行サポーター協議会」（以下、「あんサポ」という。）は、健康・過労起因事故の効果的な防止、プロドライバーの労働生活向上のために、協働して研究・環境整備・政策提言活動を行う、輸送事業者や関連団体、学識経験者、技術・サービス開発支援による解決を目指す企業等の集合体をいう。
2. 「あんサポWeb」とは、「あんサポ」の企業等が協働して行った研究・環境整備・政策提言活動の成果をインターネット上で発表することを目的としたあんサポが管理運営するインターネットサイトをいう。
3. 「あんサポWeb」には、「あんサポ」が、健康・過労起因事故の効果的な防止、プロドライバーの労働生活向上のために協働して行う研究・環境整備・政策提言活動の趣旨に照らして適当であると判断した内容を掲載するものとする。
4. 「あんサポ」は、「あんサポWeb」における情報発信を希望する者を一般に公募するものとし、「あんサポWeb」における情報発信を希望する者は、発信する内容をあらかじめ「あんサポ」に対して提出し、その審査を経るものとする。
5. 「あんサポWeb」における情報発信により掲載される内容は、以下の基準に適合しなければならない。
 - (1) 「あんサポWeb」の目的に反しないこと
 - (2) 当該内容の掲載を希望する者が、「あんサポ」及び公益財団法人大原記念労働科学研究所の目的及び事業内容に賛同するものであること
 - (3) 当該内容の形状、大きさ、色その他特徴が所定のものであること
 - (4) 「あんサポ」及び公益財団法人大原記念労働科学研究所の品位を害さないものであること
 - (5) 特定の政治的又は宗教的意見を述べるものではないこと
 - (6) 公益財団法人大原記念労働科学研究所の行う公益目的事業の公益性を阻害しないものであること
6. 前5. に加え、「あんサポWeb」に発信内容を掲載する際に相当の対価を徴取しない場合には、同内容は、以下の基準に適合しなければならない。
 - (1) 当該内容による情報発信を行うことが、「あんサポ」及び「あんサポWeb」の事業の一部として、公益認定法における公益目的事業該当性が認められるものであること
 - (2) 当該内容によって、当該内容の掲載を希望する者その他特定の者に対して特別の利益を与えないこと
7. 「あんサポWeb」における情報発信をする者は、掲載の前に、法令遵守の確認書をあんサポに提出しなければならない。